

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立学校及び公立大学法人立学校) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立学校及び公立大学法人立学校)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

奈良県知事

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立学校及び立大学法人立学校)
②事務の概要	高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。申請をする生徒が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請 ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出 ③保護者等の個人番号のデータ化(個人番号が書面で提出された場合に限る) ④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①～⑥を実施
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報照会ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の91項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の113の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課
②所属長の役職名	教育振興課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	奈良県総務部法務文書課県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課 私学係(私立学校)、県立大学係(公立大学法人立学校) 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8347(私学係)、0742-27-8145(県立大学係) FAX:0742-22-7215

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	評価書名	高等学校等就学支援金事務処理システム 基礎項目評価書	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立学校) 基礎項目評価書	事後	文言修正
平成30年3月30日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	(1行目) 高等学校等就学支援金事務処理システム (5行目) もって個人のプライバシー等の権利の保護	(1行目) 高等学校等就学支援金事務処理システム(私立学校) (5行目) もって個人のプライバシー等の権利利益の保護	事後	文言修正
平成30年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立学校)	事後	文言の追加
平成30年3月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の91項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の91項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条	事後	文言修正
平成30年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために就学支援金を支給する事業である。就学支援金の支給額については、世帯の市町村民税所得割額により決定する。	高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。申請をする生徒が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。	事後	記載内容の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	1. 受給資格認定 県は、学校設置者がとりまとめた受給資格認定申請書等を受け取り、生徒の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定し、学校設置者を通じて結果を通知する。 2. 収入状況の届出 県は、学校設置者から提出された収入状況届出書等に基づき判定を行い、学校設置者に結果を通知する。 3. 退学、除籍及び転学等に伴う受給資格の消滅 学校設置者は、受給権者である生徒の受給権が退学、除籍及び転学等の理由により消滅した場合に、受給資格消滅者一覧を作成し県に提出する。 県は、学校設置者から提出された受給資格消滅者一覧に基づき、受給権者である生徒の受給資格の消滅を確定し、学校設置者を通じて通知する。 4. 休学に伴う就学支援金の支給停止、再開 受給権者である生徒が休学する場合、支給停止を希望する生徒は、支給停止申出書を学校設置者に提出し、学校設置者は生徒から提出された支給停止申出書を県に提出する。 県は、支給停止申出書を受領したときは、支給停止を決定し、当該申出をした生徒に学校設置者を通じて支給停止通知を発出する。 また、休学を終えて就学支援金の支給再開を希望する生徒は、支給再開申出書等を学校設置者に提出し、学校設置者は生徒から提出された支給再開申出書等を県に提出する。 県は、支給再開申出書等を受領したときは、支給の可否及び支給額について判定した上で支給再開を決定し、当該申出をした生徒に学校設置者を通じて支給再開通知又は受給資格消滅通知を発出する。	具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び④～⑥を実施	事後	記載内容の見直し
平成30年3月30日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	就学支援金申請者ファイル	就学支援金特定個人情報照会ファイル	事後	文言修正
平成30年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の113の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条第1号ハ及び同条第2号ハ	(削除)	事後	事務の見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	教育振興課長 福井 弘人	教育振興課長 川上 孝範	事後	人事異動による修正
平成30年3月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	奈良県地域振興部教育振興課 教育振興・私学係	奈良県地域振興部教育振興課 私学係	事後	組織再編成による修正
平成30年3月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年5月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	時点修正
平成30年3月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年5月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	時点修正
平成31年3月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出	①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請 ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等も可。以下同様)の写しの提出	事後	事務の見直しによる修正
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	教育振興課長 川上 孝範	教育振興課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
平成31年3月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課県政情報係	奈良県総務部法務文書課県政情報係	事後	組織編成による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	時点修正
平成31年3月8日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	時点修正
平成31年3月8日	Ⅳ リスク対策		「リスク対策」に関する記載を追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
令和2年3月17日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和1年11月29日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和1年11月29日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	Ⅳ リスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査	[]自己点検 [○]内部監査	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	奈良県地域振興部教育振興課	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	奈良県地域振興部教育振興課 私学係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8347 FAX:0742-22-7215	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課 私学係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8347 FAX:0742-22-7215	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部法務文書課県政情報係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	総務部法務文書課県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月24日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の113の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条各号	[照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の113の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条各号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	評価書名	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立学校) 基礎項目評価書	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立学校及び公立大学法人立学校) 基礎項目評価書	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	【1行目】 (私立学校)	【1行目】 (私立学校及び公立大学法人立学校)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報 情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立学校)	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立学校及び公立大学法人立学校)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報 情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 申請をする生徒が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供	高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 申請をする生徒が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報 情報ファイルの取扱いに関する 問い合わせ 連絡先	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課 私学係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8347 FAX:0742-22-7215	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課 私学係(私立学校)、県立大学係(公立大学法人立学校) 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8347 (私学係)、0742-27-8145 (県立大学係) FAX:0742-22-7215	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告